

平成 21 年 6 定 環境農政常任委員会

亀井委員

それでは、地球温暖化対策推進条例について、まず何点かお聞きしたいなと思います。

大前提の話で大変恐縮なんですけれども、この条例、その以前にも県としては温暖化対策に取り組んできたと承知しておるんですけれども、条例の前の温暖化対策、これはどのように評価して、具体的にこの条例にどのように生かしたのか、それを具体的にお聞きしたいわけです。

環境計画課長

今、委員のお話がありました計画というのは、これまで取り組んできております神奈川県地球温暖化対策地域推進計画におきまして、県内のCO₂排出量の削減目標を定めまして取り組んできたこの計画のお話だと存じます。これは全体的な取組を今進めてきておるわけですが、例えば具体的な数値目標といたしましては、2010年の神奈川県内からのCO₂の排出量を1990年と同じ水準にする、こういう目標を掲げて取り組んでまいりました。しかしながら、直近の数値目標で申しますと、2007年のCO₂排出量につきましては、基準年と比較をいたしましても18.4%の増加ということで、掲げた目標に対しては遠く及ばないと、こういう状況でございます。2006年についても同様に、基準年に対して10.2%の増、こういう状況でございます、なかなか当初の予定した目標に行き着いてない、こういう状況でございます。

そうした中で、今回、御尽力いただいております地球温暖化対策推進条例におきましては、温室効果ガスの具体的な削減対策としてどうやっていくのか、どう取組を強化していくのか、そうした中で計画書制度の提案等もさせていただいて、具体的な施策を条例の中に盛り込ませていただいたと、こういう経過でございます。

亀井委員

2010年と比較して、1990年、同格というか、同一の値にしなければいけないのに18.4%も増えたということで、計画書制度に盛り込めばこのような数字も減するというところで理解していいんですか。

環境計画課長

私どもは、最大限それを削減していくための新たな数字としてそういったものが有効と考えておりますが、ただ、具体的にそれぞれ産業あるいは企業にその数値目標を掲げて、東京都のようにキャップをかぶせてある程度制約をしていく、そういったことまで私どもは考えておりませんので、そういった意味では、計画書制度を導入したから必ず、少なくとも飛び出している削減目標に達していない部分についても、必ずクリアできるかという部分については明確な保証という仕組みとしては考えてはございません。

亀井委員

目標を考えてなくて、条例ありきということ自体、おかしくないのかね。目標を考えた上で、そのツールとして条例があるんですよと言ったら分かるんですよ。おかしいですよ。

環境計画課長

それに先立ちまして、現在、国の方では、2020年あるいは2050年に向けた中期の取組、

温室効果ガスの排出抑制に向けた議論がされておるわけでございますけれども、昨年、洞爺湖サミットが行われた時点で2050年には全体の温室効果ガスの排出量を60%から80%削減していくという、中長期的な目標というのは日本としても定められているわけございまして、私どももそういった今後の中長期的な展望の中で、これまで以上にこうした温室効果ガスの削減に向けた取組を強化していかなければならない、こういった基本的な認識の下でやっておりますので、具体的なその数値目標については、これからまた県民の皆さんの御意見をお聞きしながら、あるいは専門家の意見をお聞きしながら、神奈川県としての目標をどうしていくのか議論させていただきたいと考えておりますけれども、長期的には当然、今の60%とか80%とかというそういった長期の視点を見据えながらやっていくということがございますので、明確な目標はございませんけれども、更に取組を強化してまいりたいと考えております。

亀井委員

国の対策は分かるんですけれども、さっきの質問はそれを踏まえた上でというか、それを前提にした上で、今までの要するに地域推進計画も含めてそうだし、アジェンダだってそうだし、クールネッサンスだってそうでしょう。地域推進計画だけじゃないですからね私が聞いているのは、後で細かく聞こうとは思いますが、それを踏まえた上でなぜ計画書なのか、なぜ計画書制度でいいんだという判断をされたんですか。

環境計画課長

県内の排出ガスの状況を見た場合に、2007年の数値で申し上げますと、産業部門からの排出というのが、CO₂に対してでございますが、全体の45.6%ということで、いわゆる製造業を主体とする産業部門というのが上位を占めました。したがって、それぞれ家庭部門あるいは産業部門についても大幅な今後の削減というのを取り組んでいく必要があるわけでございますけれども、まず、この一番割合の大きい産業部門につきましては、具体的な計画をそれぞれ出していただく、省エネ法が適用されている事業者については、ほかに目標を掲げて、これまで以上に取り組んでいただく、あるいは省エネ法が適用されていない事業者についても、任意の計画書制度を設ける実質的な取組を更に強化していただく、こういった部分が不可欠というふうに考えまして、計画書制度につきまして、条例に組み込ませていただいたということでございます。

亀井委員

しっかり理解していないというか、認識がどうかと思うんですけれども。詳細を聞きますけどアジェンダとかクールネッサンスはどのように評価して、それをどのようにこの条例に生かしたのか、具体的にお聞かせいただきます。

環境計画課長

新アジェンダかながわ21につきましては、これは県が策定というよりも、民間の団体の皆さんと協働で作成した、いわゆる県の行政計画ではなく、これも地球温暖化対策としての県民運動を盛り上げていこうということで、それぞれいろんな団体が参加していただいて自主的な活動を展開していただく、こういう仕組みでございます。

そうした中で、それぞれマイアジェンダ登録を含めて、これまでも取組を進めてきていただいたわけでございますけれども、そうした中でも、特に県民の責務ということで、今回、条例の中には、ライフスタイルを改めようということではエコドライブを担っていただきたい。そういった部分について、今までもそういった自主的な取組として、運動としてやってきていただいたことについても、条例の中に、主なそういった県民に私ども更に

努力していただきたい、そういったものについては第一義的に規定をさせていただいて、いわゆる県民と県との共通のルールという認識の中で、更に取り組を明確にして、条例上も明らかにして、運動を広げていきたいということで、そういった今までアジェンダで取り組んでいただいた項目についても、条例の中には規定をさせていただいております。

それから、もう一つのクールネッサンスにつきましては、これはとにかく気候変動がそういった影響がある中で、できるところから具体的な取組を進めようと、こういうことで、昨年7月から宣言をして取組を開始したわけでございます。こうした具体的なこれも施策論でございますので、個々の施策、取組については、今後、新たな地球温暖化対策計画の中にも盛り込んで、更に取り組を強化していきたいというふうに考えております。

亀井委員

アジェンダにしる、クールネッサンスにしる、地域推進計画にしても今までずっとやってきて、アジェンダとかクールネッサンスにおいては、このネーミングもだんだんと浸透してきたなというところであって、実際にCO₂はこれだけ増えているんだから、これをもっと改正するなり精度を高めるなりして、いきなり条例といったって、本当に県民の皆さんが分かると思いますか。アジェンダとかクールネッサンスがやっとなんと浸透してきたところであって、これを要するにもっと磨きをかけるというふうに集約した方が、よりCO₂が減るのではないかと思うんですが、そのことについていかがですか。

地球温暖化対策担当課長

この条例の基本的な考え方でございますけれども、事業者、県民、それから行政も含めまして、すべての主体が協力しながら温暖化対策に取り組んでいくという考え方に基づいて、この条例をつくっております。今お話のございました様々な県民の取組ももちろんこれまでやってきたことでございますけれども、今回、条例をつくって対策を更に強めていこうと、一歩進めていこうという考え方、一つの根底には、産業部門の事業活動から発生するCO₂が非常に割合が大きいと、事業活動全体で県の半分以上を占めていると、そういったところの対策をしっかりとるという必要性がまずあるのではないかと、そういった前提、認識がございました。その中で計画書制度という、大きな規模の事業者に対する計画書制度というものを制度として作り、その大規模事業者の方々の取組と併せて、中小規模の事業者の皆様、それから県民の皆様の取組をこの条例の中でみんなで取り組んでいくというような考え方をもって取組を進めていきます。これまでの取組の成果として、私どもは一定の成果は出たというふうに考えております。数字を見ますと、基準年に比べ18%と非常に大きな増加になっております。これを解決するための一つのステップとして条例を提案させていただき、新たな制度をこれから立ち上げて、それを運用していくことによって更に対策を進めたい、こういう考え方でこの条例を提案させていただいております。

環境計画課長

ただいま委員の方から新アジェンダ21等、改定したらどうかという、こういう御提案がございました。この新アジェンダ21 かながわというのは、2003年に策定いたしまして、30年後を見据えて、当面の10年間について、それぞれ県民あるいは事業者の皆さん、あるいは行政が、こういったものに取り組んでいこうという21のそれぞれ目標を定めて、行動指針をつくらせていただいております。

今後につきましては、これは先ほど申しましたように、地域推進計画は行政計画でございますけれども、これは行政計画ではございませんがリンクはしてまいります。したがって、これを改定していくというよりは、まず私どもの方でも県としてこれから新しい

目標、もう一つ先まで見越した目標、これは、今、委員からお話あったように、いろいろな総括というのはきちんとする必要はございますけれども、まだその目標には達していません。最終的な総括をやっていく中で、これについてはやはりまた新しい目標を立てた場合、今のアジェンダ 21 というのは 2010 年までの目標を目線に置きながら行動指針をつくっておりますので、今度、例えば 2020 年までの県としてのそういった新しい中期目標ができた場合には、それに向けてまた新しい行動指針というのを改定していくというようなことはまた推進会議の方とでお話をさせていただきたいというふうに思っております。

亀井委員

ちょっとしつこく質問しちゃうとまた同じように戻っちゃうんであれですけども、私が申し上げたのは、要するにアジェンダの方は今 2010 年までの目標でしょう。だったらそれを前倒して目標を改定したっていいじゃない。いきなり条例をつくってしまって、条例の後に 2010 年になったから、じゃ見直しましょうというよりも。だって、皆さんに周知されている部分というのはアジェンダの方が上でしょう。

環境計画課長

委員のお話のとおり、この間、マイアジェンダ登録等々についても、県の e-かなネット等で調査いたしましても、ちょっと前までは非常に認知度というのは低かったんですけども、現在は結構認知度が高くて、県民の皆さんには浸透してきたというのはそのとおりでございます。

このアジェンダ 21 かながわにつきまして、その目標を前倒しでというお話もございましたけれども、私どもも、国の目標を踏まえながら、県の目標を検討していく。それから新アジェンダ 21 の推進会議につきましても、県の目標というのをどうやっていくのか、そういった部分とある程度リンクをしながら進めていく必要があると思っておりますので、そういった点ではまだ国の目標の次が示されていない。こういった中で、私どももそれに先じてなかなか今の時点で、2010 年までの目標で今取り組んでいるわけでございますので、それをまた更に前倒しで県独自のものをここでつくるというのはまだタイミング的には難しいと考えています。

亀井委員

この問題についてはもうこのぐらいにしておきますが、やはり今まで出てきている温暖化対策のツール、これをしっかり強化して、それを認識しないといけないと思うんですよ。知事からいきなり条例をつくれと言われたから条例をつくるじゃなくて、その前にやらなければいけないことというのはたくさんあるんですね。今までの評価ができていないのに、じゃ、条例をつくってどうなのかと。さっき言ったように 18.4%増加していて、じゃ目標どうなるかっていうのも、いや、まだ決まっていませんということだったから、今までのところをしっかりと評価して、これをどう改善したらいいかということ踏まえながら次のステップを踏んでいかないと、意味がないのではないかと思うんですね。そこをしっかりと認識していただいて取り組んでいただきたいと思います。

次なんですけど、先ほどもお話がありましたように、温室効果ガスの排出削減中期目標、これ 2005 年対比でマイナス 15%というふうなことを国で決めましたね。で、さっきの話もあったんですけども、これは 90 年対比だとマイナス 8%ぐらいになりますか、このような形で目標を立てたんですね。全体的な国民の皆さんのいろいろ賛否両論あるんでしょうけれども、もっと野心的な目標にした方がいいのではないのかというふうな意見もあります。もっと野心的な目標じゃないと海外の方々に笑われるとかというふうな意見もあるので、もっと野心的な目標を立てればいいのではないかとされた上でも、マイナス 15%

だった。これはやっぱり産業界の意向とかも強かったのではないかと思うんですね。

今回、中期目標が2005年対比マイナス15%になったということ踏まえて、県としては条例若しくは今後の温暖化対策にどのように反映させようと思っておりますか。

環境計画課長

国の方で目標が示されまして、今のお話のとおり15%です。もう一つ重要なことは、自治体としてはその目標を達成するためにどういう対策を講じていくかということでございまして、これはセットでございます。国の今示されている目標につきましては、例えば2005年の国の温室効果ガスの排出量というのは13億6,000トンでございます。15%という、約2億トンをこれから削減していかなければならない、こういうことでございます。

具体的に、新聞等々で連載されておりますけれども、太陽光発電を20倍にする、あるいは次世代自動車を2010年には新車販売の50%にします、それから高効率給湯器の導入、具体的な施策が示されているわけでございますけれども、これの効果とも言えるのは、大体5,500万トン程度であります。そうすると残りの大部分というのは、これはまだ具体的なロードマップといいますか、どうしていくんだという部分については具体的なものは示されておられません。

そうした中で、私どもとして、国と同じこの目標を掲げてやっていくにしても、県としては具体的にどういった対策をこれから講じていけばいいのかという非常に重要な部分でございまして、そういった意味では、国は国のこういった目標を掲げましたけれども、県として県の地域の特性を考慮しながら、具体的にどういった対策を講じていくかというのは、正にこれから議論をしていかなければならないところでありまして、これは私ども環境農政部だけじゃなくて、それぞれ県土整備部等県の関連する部分、あるいはもちろん県が主体的にかかわる部分もありますけれども、市町村あるいは国のそれぞれの取組等が出てくるわけございまして、そうしたものを全体的に検討しながら、具体的な計画というのをこれから策定をしていきたいというふうに考えてございます。

亀井委員

さっきと同じ質問になっちゃうけれども、そうすると、やっぱり目標を立てて、対策をしっかりと立ててからでいいのではないですか。条例じゃなくて、目標、改革、先に立てて、そのツールとしてこういう条例ですよと出してくるのがあれですよ、スマートですよ。

環境計画課長

答弁がちょっと重なるようで恐縮でございますけれども、今の県の計画は2010年までの計画で、現在、それに向けて取り組んでいる途中でございます。それと、次の国の目標も、今年の12月のCOP15で国際的な枠組みが決まってくると、こういう今流れのタイミングでございますので、そうした中では、条例策定途中もそういったことは当然スケジュール的なことは承知をしておるわけでございますけれども、さらに中長期的なこれからの取り組んでいく目標に向けて、具体的な目標について、タイミングからすればやはり今年度中に国の動向を踏まえながら定めていくというのが一番合理的でございまして、それより先というのはお互いにあるかと思っておりますけれども、私どもとしては、国の目標を踏まえながら議論をしていくということが重要と思っておりますので、タイミングとしては、今年度中に目標を掲げ、行動計画を策定させていただきたいというふうに考えております。

亀井委員

ちょっと角度を変えて質問をしますが、先ほども話をした大体産業の部門では45.6%、そのうち大規模事業者と言われている業者が、3分の2ぐらいの二酸化炭素の排出をしているということですね。そうすると、そのほかは中小企業という話だとした時に、3分の2に当たるこの事業者数ってどのぐらいあるんですか。

地球温暖化対策担当課長

今、この計画書制度の対象としています1,500キロリットルを超えるエネルギー使用量の事業者、それから100台以上の車を使用する事業者、正確な数字は私どもも持っておりませんが、現時点で省エネ法の対象になっている事業者の数、それから運輸局などで持っています事業者の保有台数のデータ等で推計しております。大体県内では800から900ぐらいの事業者がこの制度の対象になるのではないかとというふうに推計しております。

亀井委員

そうすると、これ800から900なんですけれども、全体でどのぐらいなんです。中小企業も含めてどのぐらいなんです。

地球温暖化対策担当課長

県内の事業者数でございますけれども、大体28万9,000事業所というのが本県内の事業者の数というふうに把握しております。

亀井委員

この800から900で産業部門の3分の2のCO₂の排出をして、なおかつ、この3分の2を排出している業者に対して、しっかりとした対策を立てないといけないということで、計画書制度を盛り込んでいるということによろしいですか。

地球温暖化対策担当課長

そのとおりでございます。

亀井委員

これ全産業事業者の数が28万9,000、なおかつ大企業が800から900という、パーセンテージでいくと大体0.2%から0.3%ぐらいですよ。私は思うに、0.2%から0.3%の業者のために、いわばその業者のために条例かという話なんです。800から900と分かっているんだったら、個別にしっかりと指導した方が、手を入れた方が、もっとCO₂の削減に効果があるのではないかと思うんです。だって、800から900しかない2%台のところ、いわばリッチな部分ですよ。ニッチな部分と言っちゃあれですけども、そのぐらいのところ本当に大きい網をかけて条例でしていいのかなという、ちょっと私、感覚的な問題もあるんですけども、その辺いかがですか。

地球温暖化対策担当課長

今お話しのとおり、数でいえば非常に少ない対象になりますが、排出量でいえば事業所全体の3分の2を占めますが、この800から900の事業者から排出されているということで、その対策をしっかりとれば3分の2の排出に係る部分についての効果が見込めると、それ以外のほとんどの数、28万8,000ぐらいの数になりますけれども、その数の中小規模事業者の方々の排出というのが残りの3分の1程度というふうに思いますが、数の多さからいいますと非常に多い、そういった事業者の方々を対象として対策を打つということ

になり、非常にこれは行政効率上も手間のかかることになってくると思います。数が非常に多いということは、やはりそれだけの行政コストがかかってくる関係がございますので、そういったことを考えますと、効率的にまず大きな排出をしている事業者の方々には、そういった排出をしているという責任ということもございまして、この計画書制度の義務付けをさせていただくというふうなことをこの制度の中で考えてまいりました。

亀井委員

ですので、今の答弁のとおりだと思えますね。だからこそ、800 から 900 社は、条例じゃなくて、個別指導した方が効果が上がるのではないかって話、条例で縛ることはないのかなって私は思えます。だって、たったの 800 社ですよ。あとは 28 万 8,000 ですよ。28 万 8,000 のところにちょっと個別に当たるとかっていう話じゃなくて、800 社ですから。どうですか。

環境計画課長

私ども、800 から 900 という事業所数については、極めて例外的な部分を個別に指導していくという、そういったイメージは持っておりません。相当規模は大きいというふうに思っております、かつ具体的に計画書を提出していただくという義務を私ども課させていただくということでございますので、これは形式的にもいわゆる要領ですとか、そういった個別の行政指導としてやるのではなくて、条例にきちんと位置付けをさせていただいて、取り組まさせていただきたいというふうに考えております。

亀井委員

しつこくて、すみません。条例じゃなくて、別の方法ってないんですか。

地球温暖化対策担当課長

他県の事例では、条例ではなくて、要綱的なもので制度を運用しているといったところもございます。

亀井委員

逆に、これに関してはちょっと認識が違うのかもしれませんが、質問にはしないんですけども、さっき言ったように 28 万 9,000 分の 800 というのは 0.2% ぐらいでしたね。その辺のところ 0.2% のために条例をつくって、ほかの業者に関しては努力義務とはいえ、そこまでのことをするべきかって一般の県民は思うのではないかと。800 だったら個別にやったり、何回も言うようですけども、指導するなり、何らかの方法で周知をして、そこでその 800 社に特化してやった方が、3 分の 2 を占めているんだったら、より CO2 削減に貢献できるのではないかと、私はそう思います。

次に、排出量 1,500 キロリットル、毎年 1,500 キロリットルという話だったんで、それと並行して出ているこの 100 台以上の自動車の使用なんですけれども、ちょっと細かいことに入って大変恐縮なんですけれども、これ 100 台の使用は、業界によっても違いますね、100 台の使用の仕方が。ただ、タクシー会社みたいに 24 時間フルに 100 台を使っているところもあれば、日中しかその車を使っていないところもあるじゃないですか。さらに、例えば、仮にですよ、川崎の方にその 100 台の車を所有しているような業者があった場合に、それこそ車を走らせているのは都内ですよ、きっと。そうすると、神奈川県に与える影響はないわけですね。これはどういうふうに考えて、その 100 台の使用ということをこの規則の中では打ち出そうとされているのか伺います。

地球温暖化対策担当課長

車 100 台の使用者というのを基準としてこの条例に盛り込んだ考え方でございますけれども、まず、運輸部門の中で自動車の排出ガスが占める割合が非常に高いということに対して、まず自動車の対策というのも重要な視点であろうというのが一つでございます。その上で 100 台という基準を設けた考え方でございますけれども、この 100 台の実際の使用に着目をいたしますと、委員御指摘のとおり、それぞれの事業者ごとに様々な使い方をしておりますので、単体で見れば走行距離が相当差があるという実態は当然あるかと思っております。私どもこの車の使用台数に着目して、今回、すそ切り値を設置した考え方は、まず、車の台数というのは非常に分かりやすいということが 1 点あると思います。排出量で算定をする新しい基準を考えている事業者にとっては明確に見積もっておりますので、基準の考え方としては非常に明確になるということがございます。

それから、使用上、排出のエネルギーの使用量あるいは排出のガスの使用量だけではなくて、車の数の多さということになりますと、ドライバーの数が当然多くなってくる、そういった面で、例えばエコドライブに対する社員教育ですとか、そういった部分での対策も、車の多さに着目して考えていく一つの基準になるというふうに考えてございます。

基本的にこの 100 台というふうな数字の値については、具体的には一般的なアベレージの数字になりますけれども、運輸局などで出されております一般的な車両の走行距離等を計算いたしまして、大体おおむね 1,500 キロリットルに相当するであろうというふうに数字として考えられるのが 100 台に近い数字でございます。こういったことも一つの基準として考えた上で、この 100 台の使用する事業者を対象の基準としたという経緯がございます。

亀井委員

ちょっと納得しませんね。分かりやすいのかもしれませんが、アベレージをとればそうかもしれないですけれども、やっぱり業者によって業態があるから、その辺しっかりやらないと厳しいのではないですか。だって、100 台持っていて、やばい、ひっかかっちゃうよ、1 台ちょっとやめようって 99 台にするとか、そういうことだって考えられるし、ちょっとざっくりとした考え方はどうかなと思うんですね。何かあれですか、業者からはそのような意見はなかったですか。

地球温暖化対策担当課長

この基準につきましては、これまでも昨年来、様々な形でパブコメもやっております。その間に、トラック協会ですとかバス協会、タクシー業界等、運輸関係の事業者の方々と意見交換をいたしております。その際にも、この皆様方の所有台数によって対象となる制度になっておりますという御説明は申し上げておりますけれども、具体的にその中でこの 100 台の基準についてどうかというような御意見はございませんでした。

亀井委員

100 台以上持っている業者の数ってどのぐらいあるんですか。

地球温暖化対策担当課長

私どもで把握しておりますもので、県内では 180 社ほどあるというふうに把握をしております。

亀井委員

質問はしませんけれども、180 社でしょう、だから。180 社だったら個別に当たった方

が効果がありますよと、個別に指導してあげた方が彼らもやる気が出るのではないかなというふうに思うんですね。条例じゃなくてもいいのではないかという話なんですけれども、これは質問にはしませんけれども。さっきの 800 社、また 100 台以上所有の 180 社なんですけれども、そこまでの数だったら何とか個別にやった方が効果が上がるよということ、私はそういう意見を申し上げます。

次に、CO₂を減らしましたということで、いろいろ計画書制度でどういうことを書くのかというのはまだこれからなんでしょうけれども、そういうことで、ただ、生産量が減ったとしますよね、そうすると、単純な形でざっくりとした言い方で大変恐縮なんですけれども、企業から県に対して法人税収とか、税収も減ると、仮にですよ、減ったとしますよね。今年度の当初予算のときに 2,000 億円以上の財源不足がうたわれている中であって、今回のこういう措置でこの不景気の中でやることによって、より税収が減った部分は、県はそういうふうに補てんしようというか、どのような考え方でこれを取り組もうとなさっているんですか。

地球温暖化対策担当課長

この制度の考え方でございますけれども、排出量そのものを削減するというのが目的ではあります。ただ、今お話しのとおり、生産量に応じてCO₂の排出が直結するような産業部門につきましては、経済の活性化に伴って逆に増えていく、あるいは経済の停滞に伴って生産量が減る、それに伴って減少していく、こういう経済の動向によってCO₂の排出量が増減をするという部分はあると思います。

この制度の一つの考え方なんですけれども、例えば企業の設定する目標の考え方になりますけれども、基本的にCO₂の排出量を削減するという方向で考えていただくのを原則としておりますけれども、もう一方の考え方、指標につきましては、生産量当たりのCO₂はどうなっているのか、これが原単位と言われている考え方だと思います。これは、例えば車 1 台生産するのにどれぐらいのCO₂が排出されるのか、そういったところに着目をして目標を設定していただき、それに対して具体的な取組を進めていただく、結果的にその 1 台当たりの生産効率を高めることによって、CO₂の削減に貢献をする、削減に向けた取組が進むという部分もございます。生産と直結する特に産業部門につきましては、そういった形での指標の示し方というのもこの制度の中では取り込んでまいります。そういう視点をしっかりと計画書の中に入れ込んでいきたいと思っておりますので、今お話しのとおり、生産量そのものをこの制度によって必ず削減していただきたいというような仕組みでこの制度をつくる、運用するという考えはございません。

亀井委員

もちろん、だからCO₂を減らすことで生産量を下げろという話じゃないと思いますけれども、この計画書制度にしる、CO₂削減のこの対策にしる、これだったらちょっと生産を減らした方がいいのではないかというぐらいのところまで来ちゃった場合、今、私が税で話をしたその補てんをどのようにしたらいいのかというふうな素朴な疑問がある。だから、大企業に中小企業と同じようにインセンティブを与えとか、そのようなこともこれから検討材料に上げていかなければいけないのではないのかなと思うんですけれども、その辺はいかがですか。

地球温暖化対策担当課長

先ほど御説明申し上げましたとおり、基本的にこの制度そのものは、目標設定を自主的に事業者の方々に設定をしていただくというのがこの制度のつくりになっております。したがって、県として、例えば 10%の削減を各事業者の方々に義務化をする、これがキャッ

プ・アンド・トレードの仕組みになると思いますがけれども、そういった形での制度の構築はしておりません。あくまでも自主的な削減目標を設定していただくというのが原則でございますので、そこで行政的な強制力をもって削減の量を決めるという仕組みではないということが1点ございます。

それから、大規模事業者に対するインセンティブのお話でございますけれども、私どもの考え方としましては、大きな規模の事業者の方々については、そういった省エネ対策を進める上でも自己の責任の中でやっていただく、自主的な削減の計画を立て、それを自主的に進めていただくというのを基本的な考え方としておりまして、具体的に例えば設備更新をするといった場合に、その支援的なものは現時点では考えてはおりません。

亀井委員

ちょっと質問を変えます。

神奈川県内、横浜市、川崎市もこの温暖化対策には積極的に取り組んでいると聞いておるんですけども、横浜市とか川崎市のこの進ちよく状況はどうかかなと思っているんですね。なおかつ県として連携して取り組まなければいけないと思うんですよ。というのは、神奈川県内の人口の大体3分の1以上は横浜市、川崎市ですね。産業も大体業務部門は横浜市に多いですし、川崎市は産業部門が多いじゃないですか。そういうことを踏まえて、どのように両市の進ちよく状況を見てるのか、あとは連携をどのように考えるのか、それをお聞きします。

環境計画課長

今回、条例の施行期日につきましても検討をさせていただいておりますけれども、横浜市につきましては、2月定例会で条例改正が既に終了しております。平成22年4月1日に向けてほぼ同様の諸制度の運用ということで、並行して具体的な手続について詰めているところでございます。それと、川崎市につきましては、県とほぼ同様の条例をこれから制定していこうということで、検討委員会から報告書が提出されて、12月定例会に向けて川崎市としては条例の提案をしていきたいということでした。そうしますと、最終的な施行期日については平成22年度中なのか、あるいは平成23年4月にずれるのか、この辺についてはまだ確定はしておりませんが、今、進ちよく状況ということであると、ほぼ県と横浜市、それから川崎市が手続論的には、条例という部分では手続としてはやや遅れておりますが、これまでも御説明しておりますとおり、県内はできる限り統一した基準で、こういった制度を運用していきたいと思っておりますので、それぞれ川崎市とも現時点ではつながる部分については調整をしたいという状況でございます。

亀井委員

ちょっと聞きますけれども、これはアンケート結果による政令市の中の意見で、要するにこの計画書制度等も含めて、様式等もすり合わせて共同歩調をとりたいんですね。これ川崎市よりもこんなに先行しちゃって大丈夫ですか。

環境計画課長

先行するといいますか、私どもも最終的には、国の省エネ法の改正、これは議会からも御指摘いただいたとおり、平成22年4月1日に施行されます。どちらかといえば、そういった国の制度との連携をとりながら、県の制度でよりそれを補完するという形でそもそも計画書制度というのは設計してございますので、そちらの方に重点を置いて、今、スケジュール的にはそのように考えております。川崎市につきましても、できるだけ早くということで、先ほど申しました、できれば平成23年4月よりもできれば22年度中に施行し

たいということで、川崎市としても今取り組んでいるというふうに私どもは理解してございます。

亀井委員

何か県がやれば川崎もついてくるのではないかというふうな意見もあるやに聞いておるんですけれども、それは地方分権とは外れますよね。川崎市には川崎市の考え方があるけれども、それと、神奈川県の中に川崎市も入っているし、横浜市も入っているしね。CO₂を排出する大きな要因であるこの両市が入っているということは、これはしっかりと進ちょくを合わせるような形でこれから考えて、より合わせるような形で考えていただかないといけないかな、そういうふうに思ったので質問させていただきました。

川崎市、横浜市で進ちょくして、これから合わせていただくんですけれども、さっきの進ちょく状況の話の連携の部分なんですけれども、しっかりとした連携がとれるということとは担保されているんですね。大丈夫なんですね。

環境計画課長

基本的な担保というのは整ってございますけれども、基本的な計画書制度に対する運用の方針等については、これは三者とも共通の認識というふうに考えてございます。ただ、個々の具体的な様式まで含めた手続論につきましては、それぞれ考え方が異なる部分がございますので、現在、調整を進めていただいておりますので、いわゆる計画書制度の趣旨説明についてはきちんと100%やっておるというふうに私どもは考えております。

環境農政部副部長

ただいまの御質疑、条例案に規定してあります内容に即して若干補足して申し上げますと、市町村の条例との関係というのがこの条例の中の57条に規定がございまして、その第2項の中で、市町村が地球温暖化防止のために制定する条例の内容、その条例の趣旨に即したものであるか、この条例と同等以上の効果が期待できるものと知事が認めて公示したときには、当該市町村の条例に規定する事項に該当するものとして、その部分については市町村区域には適用しないという規定を設けております。したがって、そういった内容上の整合性、担保の部分は、条例上の規定としては、この規定によって一定の担保が図られているというふうに私どもは考えております。

亀井委員

分かりました。

次なんですけれども、この条例のこの計画書制度に関しては、これは公表することになっていきますね。公表することについて、いつを基準にして公表するのか、何を公表するのか、前回の説明でもあったかと思うんですけれども、どのようにして公表していくのかということをおちょっと、概略を教えてくださいませんか。

地球温暖化対策担当課長

公表していく時期でございしますが、まず、私どもが今考えておりますスケジュールは、御議決をいただければ、来年の4月に制度の施行をさせていただきます。その後、平成22年の11月末日を提出の期限としたいというふうに考えております。これは省エネ法の提出の期限と合わせていきたいということで、横浜市ともこのスケジュールにすれば合わせていくという形で調整が整ってございます。その後、提出期限が過ぎた後、公表等に入っていくということになります。基本的には、各対象となっている事業者の方々の計画書が出そろった段階で、順次、12月以降、公表をしていくという形になろうかと思っております。

それから、公表の具体的な内容でございますけれども、まず、この計画書制度の大きなねらいでございます。事業者の取組というののしっかりと見せていく、そういったことが一つの大きなねらいになっておりますので、目標の設定、それからそれに基づいた基本的な考え方、どういった考え方で目標設定をしているのかと、そういったことを事業者の方々に記載をいただく欄を設けて、基本的にその数値だけではない様々な状況というのがございます。過去に取り組んできた省エネの経過ですとか、そういったものを含めて御説明をいただき、それをしっかりと出していくというふうな考え方でございます。基本的には事業者全体のトータルの大きな考え方、目標、そういったものを出していくという形で今考えております。

亀井委員

いろいろ答えていただいたんですが、虚偽の申請をしてきた場合、どうしますか。

地球温暖化対策担当課長

この条例では、義務化されている事業者の方が提出をしない、あるいは虚偽の内容を提出した場合については、まず知事から勧告を出します。その虚偽の内容を是正する、あるいは提出をなささいという形の勧告をいたします。その勧告に従わない場合については、氏名等を公表するという形で、提出をしないあるいは虚偽の提出をした事業者に対する措置として設けております。

亀井委員

面倒くさいやとって虚偽の申請をするというか、そういうふうな形になると本末転倒ですし、でもやっぱり企業側に余りにも負担をかけると、これまたさっき私が懸念したような生産量を落としてしまう、別の本業じゃないところに注力してしまっって、生産量が落ちてしまったら、やっぱりはね返ってくるのは税で、税収にはね返ってくるというのが最終的にはありますから、その辺をしっかりと検討して計画書を作成いただきたいなということですね。

次の質問、1,500キロリットル以上排出するのと、あと100台の車を使用するということで、大企業とその他の中小企業というふうな形で分けるとした場合なんですけれども、大企業の例えば下請業者、下請企業、これをどのように考えているのか。あと、会社、工場の子会社とか孫会社とかという、株式上かもしれないけれども、これに関してはどのように考えていますか。

地球温暖化対策担当課長

系列の下請企業ですとか、あるいは子会社、孫会社についてでございますけれども、基本的には、各独立した会社として各事業所を見ていくということが基本的な考え方でございます。ただし、同じ敷地の中に系列の企業が入っていて、あるいは子会社が入っていたりして、その同一の敷地の中で同じ施設を使いながら操業しているケースもございます。そういったケースにつきましては、エネルギー管理の権限がどういう形になっているかということに着目をして、独立した企業であるのか、あるいは一緒のエネルギー管理をしている企業であるのかということ判断をして、整理をするという考え方でございます。

亀井委員

提出していただいています条例案、参考資料の2の2ページ、これの第7条です。知事は、地球温暖化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策に関する基本的な計画を定めなければならないということで、この2項以降に、この地球

温暖化対策計画でどういうものを取り上げるのかということが具体的に書いてあります。これを見た時に、条例っていう器をつくって、その中に入る内容、中身、これ勝手に決められちゃ困るわけなんですけれども、この計画というのはどのような形になっているんですか。

環境計画課長

この地球温暖化対策計画につきましては、条例を御議決いただければということでございますけれども、今後、早期に、策定作業を進めてまいりまして、年度内に策定をしたいというふうに考えております。中身につきましては、それぞれここにございます、一番重要なポイントはこの7条第2項第2号でございますが、この目標をどういうふうに決定するか、あるいは以下の項でございますが、その目標に向けてどういう対策を講じていくか、こういったことをこれから決めていくということがポイントでございますので、特にその計画の中身についてここで規定をしていくというよりも、基本的なこの計画の趣旨についてこういった項目でお示しをさせていただいているというふうに私どもは考えてございます。

スケジュールとしては、今後、9月定例会を目途にしながら、これから庁内の検討する組織あるいは外部の有識者等にお願いする検討委員会、そういったもので議論を重ねまして、9月定例会ごろには試案を御審議いただき、12月のころには素案を御審議いただきというような形で、パブコメを行いながら、年度内に決定をしたいというふうに思っております。

亀井委員

いや、そういう計画を私は聞いているのではなくて、地球温暖化対策計画というのは、基本的なこと本当に恐縮ですが質問します。これは審議事項ですか。要するに議会での審議を必要とするものですか。

環境計画課長

この計画につきましては、議会の御審議は対象にはならないというふうに私どもは考えております。

亀井委員

だから言ったように、条例みたいな器をつくった後に中身を入れますよと言われてたら、我々が困る。というのは、器をつくりました、どうぞ中は自分で御自由に決めてくださって、中身が一番重要でしょう。これは条例と一緒に出してくるのが筋じゃないですか。

環境計画課長

この計画の中身の中で、先ほど御答弁しましたとおり、今後、目標どおりに設定するか、そういった部分が大変重要なポイントになってまいりまして、この目標につきましては、今後、国の目標等も視野に入れながら、これから御審議いただきながら検討していきたいというふうに考えてございますので、今の時点でこれを全体的な詳細について具体化できるような時点ではないというふうに私どもは考えております。

亀井委員

さっき言ったように、基本的には条例と一緒にこの計画書、要するに器と中身を一緒に出してくれないと、本当にこの条例が良いのかどうかというのは分かんないですね。条例をつくった後に速やかに計画を立てますと言ったのでは遅いんですよ。これはいつごろま

でに出せるんですか。

環境計画課長

御議論いただいている中で、それぞれの条例で県全体の取組を進めていく、そうした中で具体的な行政計画としては、この温暖化計画の中に盛り込んでいくという、こういう御説明をさせていただいている中で、私どもこれから先ほど申しましたようなスケジュールを踏まえてまいりたいと思っておりますので、9月の定例会までには、まずその基本的な目標あるいは盛り込む項目、こういったものを試案として御提供させていただきたいというふうに考えております。

環境農政部長

委員御指摘の第7条の地球温暖化対策計画でございますが、今回の地球温暖化対策推進条例全体としても、単に事業者の計画書制度だけでなく、事業者それから民間事業所における省エネルギーの取組、交通、日常生活、教育・学習と、温暖化対策全般にわたっての条例という形で私ども理解をさせていただいております。今、御議論いただいている第7条の計画については、温暖化対策に盛り込んだ考え方を骨格に全体をまとめるという形になってございます。時期的に先ほど環境計画課長から答弁をしたスケジュールを考えております。私どもとしてはできる限り早期に計画の骨子をお示ししていただけるように取り組んでまいります。

亀井委員

部長に答えていただいたんで、もうそれ以上の話はしないようにしたいとは思いますが、さっき言ったように、器と中身ですからね。器つくってどうぞといった後に、好きなものを入れられちゃったら困るんです。だから、なおかつこれは審議事項じゃなくて、行政の方でしっかり決めますということなので、我々の目が入らないわけじゃない。その辺をどういうふうに考えているんですか。

環境農政部長

私どもとしては、計画の策定に当たっては、常任委員会、議会に御報告を申し上げ、御意見をしっかり頂いて、段階段階で御意見頂いた上で取り組んでまいりたいと思っておりますので、できる限り早期に試案をまとめ、でき得れば8月の常任に間に合うというふうにお示しをし、御意見を頂いて、その後、パブリック・コメントというふうな形でのしっかりとした議会の御意見を踏まえた計画になるように整備をしてまいりたいというふうに思っております。

亀井委員

部長からももっと前向きに8月20日というふうな日付までお答えいただきましたので、これ以上の話はしませんが、スタンス的には、さっき言ったように、条例と計画というのはワンセットでお示しいただいて、我々も県民の代表としてこの場に臨んでいるわけですから、その辺はちょっとチェックさせていただければなと思えますし、今後はそのようなスタンスで臨んでいただけることを希望しまして、質問を終わります。

亀井委員

私は、公明党神奈川県議会議員団として、本委員会に付託されています議案について意見を述べさせていただきます。

定県第25号議案神奈川県地球温暖化対策推進条例についてであります。

地球温暖化対策推進条例については、過去の温暖化施策、対策のしっかりとした評価、それを踏まえた上での条例の実効性の担保を求めます。また、条例ありきではなくて、温暖化対策についてのしっかりとしたビジョン、目標を基に、一つのツールとして条例があるのだとのスタンスが大事であるとも承知をしております。条例は、目的ではなく、手段であるということを重ねて強調しておきます。

インセンティブに関しましては、中小企業はもちろん、現在の不況の時代にあっては、大企業にとっても何らかのインセンティブも検討していただいてもいいのではないかと考えます。県は特に、横浜、川崎両市をはじめ、33市町村ともしっかりとした連携をとり、共同歩調を早めるよう、しっかりとした実効性を確保する施策をお願いしたいと思えます。

また、条例第7条の地球温暖化対策計画については、条例という外枠の中にある核に当たる部分がこの計画であると認識します。計画自体は審議事項ではないということと、特に2項に記載される目標等、これに関しては事後的にフリーハンドで決められては、何のためにここまで時間をかけて本条例を審議してきたのかが分からなくなります。是非今後は条例と計画はセットにして、同時に審議できるような配慮を求めます。

本日の質疑の中で、環境農政部長から8月20日に計画案の提出を約束されました。この計画案については8月20日以降しっかりとした審議をすることを前提にしまして、本日の神奈川県地球温暖化対策推進条例については賛成をしたいと、そのように思います。

そのほかに関しては、特に意見はありません。